

別記 10

日本語指導が必要な者で学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者の配慮申請

入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者が、「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」、「Ⅶ 第2次募集」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」、「Ⅸ 秋季入学者選抜」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」において、学力検査問題等にルビ振りを申請する場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、「入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内」とは、原則として、入国又は帰国した日から令和9年2月1日(月)までに3年が経過していない場合をいう。また、「日本語指導が必要な者」とは、外国籍の者、外国籍であったが養子縁組や帰化等により日本国籍を得た者、海外現地校等で日本語の指導を十分に受けることができなかった海外帰国生徒等をいう。

- 1 日本語指導が必要な者で検査問題(学校設定検査の作文等を含む。)にルビ振りを必要とする志願者は、学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書(様式23の(1)又は(2))及び外国籍であることを証する書類(在留カード、特別永住者証明書又はこれに代わる書類)により、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の1週間前まで、その他第2次募集等の選抜では、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、日本国籍の者については、外国籍であることを証する書類の提出は、必要としない。また、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。
- 2 定形(長形3号)の封筒(110円切手(料金改定があったときは改定後の料金の切手)を貼り、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記する。)を添えて提出する。
- 3 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍(出身)中学校等の校長と協議を行い、受検に係る特別配慮通知書(様式22)を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ送付する。ただし、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者については、協議を要さない。

なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。

- 4 このことに関連して、特別な事情がある場合には、高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。

別記 11

調査書及び学力検査等の結果の情報提供

「個人情報の保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」第3の9に基づき、令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜で高等学校の校長に提出された調査書及び令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜の学力検査等の結果の情報提供を次のとおり実施する。なお、市立高等学校にあつては、当該市教育委員会の定めるところによる。

- 1 提供場所
受検した高等学校
- 2 提供方法
 - (1) 調査書の閲覧及び写しの交付(複写機による。1枚10円)
電子データにより提出されている場合は、電子データを調査書の形式に出力したものとする。
 - (2) 学力検査の総合得点及び教科別得点の閲覧
 - (3) 学校独自問題による検査の総合得点及び教科別得点の閲覧
- 3 提供期間
各入学者選抜の入学許可候補者発表日の翌日から1か月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。)

(1) 調査書

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」

令和9年3月3日（水）から4月2日（金）まで

イ 「Ⅶ 第2次募集」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」

令和9年3月12日（金）から4月12日（月）まで

ウ 「追加募集」

入学許可候補者発表日の翌日から1か月間

エ 「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」

令和9年4月14日（水）から5月13日（木）まで

オ 「Ⅸ 秋季入学者選抜」

令和9年8月30日（月）から9月29日（水）まで

カ 「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」

令和9年9月9日（木）から10月8日（金）まで

(2) 学力検査の総合得点及び教科別得点

「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の学力検査の総合得点及び教科別得点

令和9年3月3日（水）から4月2日（金）まで

(3) 学校独自問題による検査の総合得点及び教科別得点

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」

令和9年3月3日（水）から4月2日（金）まで

イ 「Ⅶ 第2次募集」

令和9年3月12日（金）から4月12日（月）まで

4 提供時間

(1) 全日制の課程、三部制の定時制の課程（午前部・午後部）及び通信制の課程

午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 定時制の課程（三部制の定時制の課程（午前部・午後部）を除く。）

午後2時から午後6時まで

（ただし、学年末休業日及び学年始め休業日は(1)と同じ提供時間とする。）

5 提供の申出の方法及び実施

(1) 口頭により提供を申し出る。また、調査書の写しの提供を申し出る場合は、「写し等の交付申請書」に必要事項を記入し、提出する。

(2) 申し出た者が受検した本人等であることの確認は、次のとおり行う。

ア 申し出た者が受検した本人である場合には、高等学校の校長は、受検票等により、申し出た者が受検した本人であることを確認した後、提供を行う。

なお、受検票がない場合には、個人番号カード（表面）、運転免許証又は旅券等、官公庁（特殊法人を含む。）が発行する写真のはり付けられた書類等の提示を求めるものとする。

また、健康保険の被保険者証、国民年金手帳等の写真のはり付けられていない書類等の場合には、複数の書類等の提示を求めるものとする。

イ 申し出た者が法定代理人である場合には、高等学校の校長は、申し出た者が受検した本人の承諾を得ているかを確かめた上で、受検票等を確認し、受検した本人であることを確認する場合と同様の書類等によって申し出た者が法定代理人本人であることを確認するほか、受検した本人が未成年者又は成年被後見人であること及び申し出た者が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを明らかにする書類（提供の申出をする30日以内に作成された戸籍謄本や後見登記事項証明書等）の提示を求めるものとする。

※ 詳細については「個人情報の保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」第3の3の(2)のア及びイを参照すること。